

国国土審第 16 号
平成 27 年 7 月 30 日

国土交通大臣
太田 昭宏 殿

国土審議会会長
奥野 信 宏



国土形成計画（全国計画）の変更について

国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）第 6 条第 8 項の規定により準用する同条第 5 項の規定により、平成 27 年 7 月 30 日付け国計第 102 号をもって意見を求められた国土形成計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）の変更については、当審議会において調査審議の結果、国土交通大臣から提示のあった別添国土形成計画（案）を概ね妥当なものと認めるので、この旨報告する。

国土形成計画（全国計画）の実施に当たり、特に留意すべき事項は次のとおりである。なお、本審議会としても、計画の推進状況を点検し、必要に応じて提言していくこととする。

1. 計画で示された国土の基本構想の実現に向けて、政府一体となって計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、行程表の作成、モニタリングの的確な実施等により、効率的かつ効果的な進行管理を行うこと。
2. 対流促進型国土の形成に向けて、計画的かつ戦略的に取り組むべき施策について、様々な主体の参加を踏まえた具体的な推進方策を明らかにして、重点的に取り組むこと。
3. 計画の推進のため、「対流」の意義、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方等本計画の趣旨及び内容を、国民にわかりやすく周知するとともに、地域において主体的に取り組が進むよう、きめ細かな対応に努めること。
4. 長期計画である国土形成計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適宜見直しを行うこと。

5. 広域地方計画の策定に当たっては、本計画を基本としつつ、自立的に発展する圏域を形成するための具体的な検討が進むよう努めること。また、検討に際しては、地域の個性、強みを活かしながら、民間主体を含む地域の多様な主体の連携により、地域全体の活力の維持・増進が図られるよう努めること。加えて、広域地方計画の推進に当たっては、関係機関の緊密な連携に努めること。

以上

(参考)

計画的かつ戦略的に取り組むべき施策の例

- 重層的かつ強靱なコンパクト＋ネットワークの構築
- ヒトの対流による東京一極集中の是正
- 高齢化への対応をはじめとする東京圏等大都市圏の整備
- スーパー・メガリージョンの形成
- 地域発イノベーションの創出
- 国民の参加による国土管理
- 地域を支える人材の育成と地域の内発的発展による共助社会づくり